

広島県災害時動物救護基本指針

令和元年7月制定

令和7年3月改正

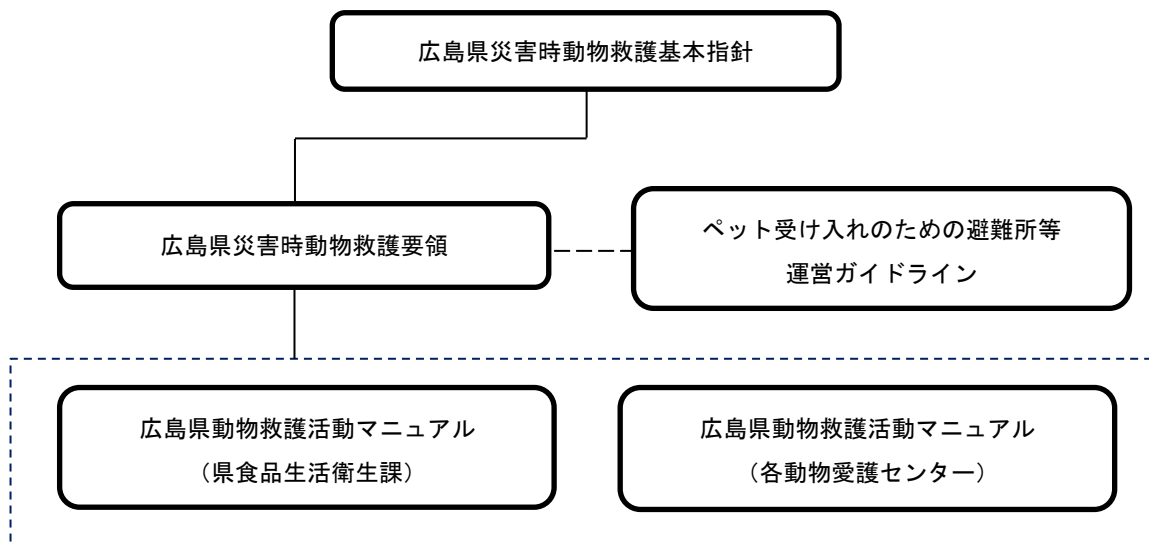
広島県健康福祉局食品生活衛生課

1 目的

この指針は、平成20年3月に策定した「広島県動物愛護管理推進計画」に基づき、動物愛護管理及び動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から、震災等の大規模災害発生時（以下「災害時」という。）又は災害時に備え平常時に、県をはじめとした各主体が行う動物救護対策の枠組みを示すものである。

2 要領及びマニュアル

県をはじめとした各主体が行う対応は、動物救護の要領及びマニュアル（以下、「要領等」という。）に従い、その位置付けは次のとおりとする。



- (1) 広島県災害時動物救護基本指針
指針等の目的、位置づけ等について記載する。
- (2) 広島県災害時動物救護要領
災害時に備えて各主体が取り組むべき事項及び、災害時の広島県動物救護本部の設置について記載する。
- (3) 各広島県動物救護活動マニュアル
災害時に設置する広島県動物救護本部及び、各動物愛護センターに設置する地域支部（動物救護施設）の具体的活動内容について記載する。
- (4) ペット受け入れのための避難所等運営ガイドライン
災害時に備え、市町等の避難所設置主体あるいは自治会等に対する、同行避難者の受け入れ体制整備のための参考事項を記載する。

3 指針等の見直し

社会情勢の変化、新たな法令等の制定又は危機管理事案対応結果の検証等により必要がある場合は、この指針を随時見直すものとする。